

第 1 4 回

忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会

令和 7 年 9 月 2 6 日

忠 岡 町 議 会

忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会議事録

日時 令和7年9月26日（金）午前11時00分開会

場所 委員会室

1. 出席委員

委員長	北村 孝	副委員長	河野 隆子
委員	河瀬 成利	委員	森野 良一
委員	今奈良 幸子	委員	田辺 みき
委員	小島 みゆき	委員	尾崎 孝子
委員	高迫 照子	委員	二家本 英生

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子	教育長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部生活環境課主査	
	小倉 由紀夫	高木 慶祐	

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀

委員長（北村 孝議員）

ご苦勞さまでございます。委員皆様方には、ご多忙のところをご参集いただきましてありがとうございます。ただいまから忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会第14回を開会いたします。

（「午前11時00分」開会）

委員長（北村 孝議員）

本日の会議は、傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は全員でございますので、委員会は成立いたしております。

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、6番、高迫 照子委員を指名いたします。

開会に先立ち、町長よりご挨拶をいただきます。是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議員皆様方におかれましては、全員協議会に引き続きということで、長時間大変ご苦勞さまでございます。第14回の忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会の開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

皆様ご承知のとおり、大阪府の環境影響評価条例に基づきまして、忠岡エコサービス株式会社のほうから9月5日、（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備運営事業の環境影響評価方法書が大阪府知事に提出をされたところでございます。この写しが現在、縦覧期間ということで、令和7年10月17日までそれが縦覧ができるということになっております。場所は忠岡町役場の1階の情報閲覧コーナーと、4階の生活環境課の窓口、そして忠岡町の文化会館のところで縦覧ができます。

また、ご意見は10月31日まで、忠岡エコサービス株式会社または大阪府知事のほうに提出できるということでございます。ご意見等ございましたら、また提出をしていただければというふうに思います。

本日は、忠岡町のクリーンセンターの土壌汚染の状況の調査の経過報告が出ましたので、そのご報告をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございます。早速、議事に移ります。発言の際は、議員、理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言をしていただきますよう、お願いをいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますよう重ねてお願いを申し上げます。

案件、ごみ処理施設の整備・運営及び委託処理等の進捗状況についてであります。

案件１、忠岡町クリーンセンター土壤汚染状況調査等業務について、経過報告を理事者より説明を求めます。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

それではよろしくお願いいたします。

本日は、事前に配布させていただいております資料１を用いて、昨年１２月開催の第１１回の委員会でご報告させていただきました土壤汚染調査に係るその後の進捗についてご報告させていただきます。

それでは、資料の１ページをご覧ください。

こちらの図は、以前の委員会資料を再度掲載したものでございますが、前回は令和６年度の報告でございましたので、図で言いますと、情報収集、試料採取等対象物質の種類の特定、おそれの区分、試料採取等区画の選定までの進捗についてご報告させていただいております。

前回のご報告内容を簡潔に言いますと、いつからできた土地で、どのような利用がなされてきたのかなどについて情報収集し、情報収集の結果、こういった物質について汚染のおそれが存在するのかを特定した上で、そこで特定された対象物質ごとに、土地のどの部分に多く存在する可能性があるのか、また、存在しないと言える部分はどこか、などについて図面上で整理し、実際に試料採取を行う地点を選定いたしました。

令和７年度は実際に試料採取、分析を実施することとなっております、今回はその分析結果についてご報告させていただきます。

１ページ上部、１土壤汚染状況調査の流れに記載のとおり、本年度では重金属類、水銀、セレン、鉛、砒素及びそれらの化合物について６０地点、ダイオキシン類について１０地点の試料採取を行い、法令等に則った分析を実施いたしました。この時点で基準値超過が見られなければ、土壤汚染対策法等に係る調査は終了ということになりますが、結果として一部区画において基準値超過が見られたことから、今後は汚染位置と汚染の深さを特定するための追加調査を実施することとなります。

次のページでは分析結果一覧表を掲載しておりますが、黄色で色塗りされている部分が基準値超過が見られた箇所及び物質となります。一番上の表は地表部における重金属類の分析結果でございまして、鉛と砒素について基準値超過が見られました。

続いて、上から２つ目の表は旧地表面における分析結果ですが、これらについては基準値超過は見られませんでした。

続いて3つ目の表、こちらは現クリーンセンター施設の配管下における分析結果ですが、鉛と砒素について基準値超過が見られました。最後に一番下の表はダイオキシン類の分析結果ですが、C2区画において基準値超過が見られました。

続く3ページ、4ページでは、今申し上げた基準値超過の箇所を図示しております。

まずは3ページをご覧ください。こちらは、重金属類の基準超過地点箇所図でございます。いろいろな色でポイント、丸印が記載されておりますが、これらは全て検体を採取した地点でございます。

そのうち基準値超過が見られた部分は、それぞれその範囲を二重線で囲い、旗揚げ、吹き出しですね、をしている部分でございます。具体的には、図の下の分析結果についてに記載のとおり、図の中心のC2の区画について、C2-2、C2-4、C2-5、C2-7①、C2-8の5地点を等量混合した検体において、鉛及びその化合物の土壌含有量基準の超過が見られました。

これに関する今後の調査につきましては、C2区画にある10メートル四方の単位区画ごとにさらなる分析を行い、C2の30メートル区画のうち、どの単位区、単位区画に基準超過が見られるのか、平面的な位置の絞り込みを実施することとなります。

一方で、図で黄色に囲われている3つのマス、配管下のC3-5②、C3-6②、灰積み出し部分のD3-7については、それぞれ鉛、砒素及びその化合物において、土壌溶出量基準の超過が見られました。

最終的には、C2の30メートル区画において絞り込まれた単位区画と、黄色の3つの単位区画について、10mのボーリングによる試料採取を行い、深さ方向について絞り込みを行うこととなります。

続いて、4ページをご覧ください。こちらはダイオキシン類の基準超過地点箇所図となりますが、まずは図下部の分析結果についてをご覧ください。図の中には、先ほどの重金属の採取箇所も表記しているため、多くのポイントが記載されておりますが、ダイオキシン類について検体採取を行ったのは、C1とC2の2つの30メートル区画となります。C1区画、C2区画とも、それぞれ5地点を等量混合した検体の分析を行った結果、C1区画は基準値内、C2区画については基準値超過がみられました。ダイオキシン類に係る今後の調査につきましては、C2区画内の図の赤いポイントのとおり、10メートル四方の単位区画ごとに5箇所の試料を採取し、それぞれ混合した検体について再度分析を行い、平面的な位置の絞り込みを実施することとなります。分析の結果、基準値の超過が見られた場合は、その単位区画に接する単位区画について、同じく5箇所の試料採取を行い、同様の分析を行うこととなりますので、基準値を満たす結果が得られるまで、平面的にアメーバーのように調査箇所が広がっていくこととなります。

以上、現状における土壌汚染状況調査の進捗報告をさせていただきました。

重金属類とダイオキシン類ともに、今年度、次年度にかけて絞り込みの調査を行っていくこととなりますので、一定の調査結果が得られた段階で、改めてご報告させていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

説明は以上のとおりです。ご質疑をお受けいたします。なお、質疑は説明のあった範囲内でよろしくお願いいたします。

はい、二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

4点ほど質問させていただきます。

まず1点ですが、説明の中で、重金属類に関しては60箇所、ダイオキシン類については10箇所の調査を設けたということだったんですが、いただいた資料の2ページには、多分それぞれの区画ごとのまとめた分が入ってるんですが、この60箇所と10箇所についての検査というのを、それぞれ調査されていると思うのですが、それを混合した結果がこの2ページに書いている表の調査結果であるという認識でよろしいのでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

物質については、混合して検査しているところもあれば、混合せずに検査しているところもございます。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

そうしましたら、これ60箇所、重金属については60箇所ということだったんですが、この2ページの表でいくと、例えばまあB1とかB2とかいう形で、まとめてというか書いているとは思いますが、その中には、まとめて混合して結果報告出している箇所とか、その単体で調査結果を出している場所の結果を、こちらに載せているっていう認識でいいのでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

2 ページの分析結果一覧表でございますけれども、例えば一番上の表でございますと、一部対象区画ということが書いてあると思いますけれども、こちらについては5箇所混合と、全部対象区画というところについては、それぞれのポイントで採っているというところでございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

わかりました。じゃあ、その全部対象のところがD 3－7とかD 3－8って書いているところが、ポイントで調べてるというところでした。

それでは、次の質問に移ります。1 ページです。これは第11回のときにもちょっと確認させていただいたんですけども、このフローチャートの右に書いている文章の下の方ですね。地歴調査により知事から通知、または命令された物質以外の物質について、土壤汚染のおそれが判明した場合は、当該物質についても調査報告をしますっていうのを書いてあるんですけども、前回11回の調査特別委員会のときにも、今社会問題になっているPFAS、有機フッ素化合物の問題についてあるんですけども、そのPFASの汚染の可能性はあったんでしょうか。ちょっとそこ確認、お願いします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

調査対象物質があらかじめ決められておりまして、いわゆる26物質の調査、土壤汚染の土対法ですね、で決まっておりますので、その中にPFASは今の時点で含まれていないというところでございますので、検査のほうはできていない、そういうことでございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

そうしましたら、多分知事の指示とかあったりしてから初めて調査になると思うんですけども、PFASについてはまだ調査しきれていないという認識でよろしいですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

現状のところで、P F A Sについても検査するというふうなところの指針等が出ておらないかと思います。

委員（二家本 英生議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

分かりました。では、次の質問に移ります。

次はこの1ページの下の点線で囲まれている部分なんですけども、基準値超過しているポイント、今後調査をしていくということで、2次調査、3次調査が行われる予定となっておりますけども、その中でまず1点目、重金属類について、これは3ページのところに記載あるんですけども、重金属類についてボーリング調査による試料採取を行い、深さ、方向の絞り込みを実施するとなっているんですけども、この重金属類について、今回のこの調査で調査終了になるのかどうかの認識をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

まず3ページでございますけども、3ページの下の黄色の部分、ここ3カ所、調査対象区域だとして説明させていただきましたけども、この3カ所については次は下、深さの調査をすることになりますので、ボーリング調査をすることによって調査は終了となります。上のC2の鉛の部分でございますけども、こちらについては現在5カ所混合で検査のほうしておりますので、実際にどのカ所かの絞り込みをまず行うと。で、行った結果、次は深さ、ボーリング調査をします。それで検査の方は終了きということになります。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

そうしましたら、下のC3D3-7の部分については、これから深さの調査を行うということで、鉛の汚染状況を調べるC2のところですかね。そこはまた、もっと細かく検査をして、場所の特定。場所の特定が終わった後に、その深さも2次調査、3次調査でしていくっていう認識でよろしいでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、小倉次長。

委員（二家本 英生議員）

はい、そのとおりでございます。

委員長（北村 孝議員）

はい、二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

同様のところで、次はダイオキシン類について質問させていただきます。

ダイオキシン類も、先ほどの鉛と同じような調査方法になると思うんですけども、ただ、この説明の中で、上記で絞り込まれる単位区画に接する単位区画について、同様の手法で分析を行うとなっているんですけども、この場合は、C 2－2、C 2－5、C 2－8の東側ですね。今回、多分、地歴調査で調査が入っていないところの、一応接する場所になるので、その辺りの調査っていうのは行っていくんでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

4 ページでございますけども、今ご質問いただきました赤の囲っているところ、右側がC 2－2、C 2－5、C 2－8、縦からなっていると思うんですけども、その東側ですか。右側。もし仮にこの2－2、2－5、2－8で、いわゆる黒というのかな、土壤汚染の調査、土壤の基準値を超えていたとしても、右側については別施設になりますので、こちらについての調査は広がっていかないというところでございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

じゃあ、その右側については、今回対象施設ではないので、行わないということなんですけども、これって当然、先ほどの調査方法であれば、右側も隣同士ひっついているので、しないといけないのかなと思うんですけども、対象外やから今回しないということで、もしここにダイオキシン類が汚染があったとしても、それはもうそのまま置いておくことになるんでしょうか。その辺りはどんな形になるんでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

すみません、委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

あくまでも土対法という検査、調査というところになりますので、まずこれ、同一事業所が対象となりますから、今回のし尿処理場については隣地ではあるけども、一応調査の対象外にはなります。ただ要は、今度この辺り開発するに当たって、土の処分という問題が出てきますので、その際にその処分する土を分析した際に土壌汚染があれば、その土は汚染土としての処分をしていくと、そういうふうな形になるかと思います。

委員（二家本 英生議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

そうしましたら、これ、ここの敷地外ということは、現在の中継施設の敷地範囲内で、中継施設については、し尿処理、前回の多分委員会であったと思うんですけども、今回土壌汚染の調査の対象外であるということの話はあったんですけど、ただ今後そういう形で何かしらの土壌汚染、ダイオキシンの土壌汚染があった場合は、当然土の入れ替え等々やっていくという認識でよろしいのでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

残土処分の必要が出てきた場合には、そのときの法に従って処分をしていくという形になります。

委員（二家本 英生議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

そしたら、今横の中継施設って、アスファルトとかコンクリとかで一旦土の部分、覆われていると思うんで、それが今度、施設を改良とかした際に、もう一度そのときにはもう一回土壌調査もして、そこで認められたら土地改良をしていくという形でよろしいのでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員お示しの部分なんですけども、ご存じのとおり、もともとし尿処理場でございました。し尿処理場の分に関しては土壤汚染調査をする義務がございませんので、してませんでした。ただいまですね、中継施設を建ててですね、運営しております。この中継施設の状況というのは、土地の形質とか変更しない場合は、今度併せて新施設となりましたら、新しい、いわゆるＳＰＣが運営していく、いわゆるごみ処理場の一つの施設としてなっていくと思われれます。今度その施設全体をまた形状変更とかする場合になりましたら、土壤汚染調査とかってというのは必要になるかと思われるんですけども、まだ先の３０年くらい先の話ですので、その辺のところは、もしその辺のところで全部その土地を一帯ですということになりましたら、その法にのっとった形での土壤汚染調査をするというような形になると思います。

以上でございます。

委員（二家本 英生議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

その件については分かりました。

あと１点だけ質問させていただきます。今回、土壤汚染の調査、業務委託を出されて、４月３０日にも入札が行われています。それに基づいて今調査が行われているわけなんですけども、先ほどの話だと次年度までかかるという話もありましたけど、その入札の情報を見てみると、１０月末までが一応期間としてなっているんですけど、先ほどの話だと、この１０月末までにはとても調査が終わりそうではないということで、完了しない場合、当然その契約の変更等々あると思うんですけども、そのときに契約金額の上方、上振れとかというのもあると思うんですけども、その点についてはどのようなになりますでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

今、議員がお調べいただいたこの調査業務については、一旦契約のほうは終了しております。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

そしたら、4月30日に行われた入札というのは、1次調査分で調査を終了して、これから2次調査、3次調査する際は、また新たな契約を結んで、今後調査を継続していくという形でよろしいでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員（二家本 英生議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、そのとおりでございます。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本 英生議員）

その場合ってもう、新たに入札を行うのか、それとも一旦調査をやってる会社に随意契約をしていくのか。そこだけお聞かせ願えますか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、随意契約です。

委員長（北村 孝議員）

他にございませんか。高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

すみません。この表の中で、分析結果一覧表の一番上のところで、C2のところが非常に鉛が強いと。D3、7のところが砒素が強いという調査結果が出てるんですけど、ここは一体何があったところなんですか。ちょっと教えてください。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

まず、D3-7でございますけども、こちらについては配管が通っておりますので、

その配管の、あ、ごめんなさい。D 3－7は灰の積み出しをした部分でございますので、こちらは一応汚染のおそれが高いという箇所でございます。

あと、C 2の区画でございますけれども、ここは昔、木皮の焼却炉の煙突があった部分でございますので、こちらはその煙突があったかげんで汚染のおそれが高いというところで調査したところ、一定の基準を超える数値が見られたというところでございます。

委員（高迫 照子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

ここに集中して出てるから、分かりました。そしたら、前回のゴミ処理委員会のときに、土地改良について、解体工事のときにするのがタイミング的に一番いいっていうことをおっしゃってたんですけど、そのお考えはそのまま、現在もそうお考えなんですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、その考えについては現時点で変わっておりません。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

他にございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野 隆子議員）

なかなか、ちょっと専門的なことなので、分かりにくいんですけどね。いろいろとあちこちで出てくる等量混合した検体というのは、5地点と書いてあるから、その5つを混ぜて検体しているということなんですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

それで、2 ページの 2 番の分析結果の一覧表ね。先ほどからはかの委員さんも言うてはるんですけど、例えば全部対象区画っていうのは、今先ほど説明あった、それぞれのポイントでっていうことでしたけど、この黄色で色を塗ってあるところは、灰の積み出しのところだったということを、今説明ありました。これ、砒素やね。これは溶出量と書いてるから、土壌中の有害物質が水に溶け出して、地下水なんかの影響はないのかなというふうに心配をするんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

今後、深さについて調査していくんですけども、この地点は周りにも飲用井戸等はないので、特にその健康被害等はないのかなというふうに思っているところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野 隆子議員）

ないのかなということですけど、あったら困りますんでね。やっぱり地下水なんかに流れていくと、健康被害が出るんじゃないかなというふうにも思いますので、ちょっとここは気になるところです。どうなんですか。言い切れますか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

地下水に達しているかどうかというのが、今後10メートルのボーリングの調査の中で分かってくることだというふうに認識しておりますので、よろしくお願いします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

それから、単純なことです。3ページに丸でいろいろ色を塗ってるんで、色があるんですけど、赤の地点はちょっと危険というか調査が必要なのかなというふうに思いますし、黄色の枠のところはまた、いろいろとボーリング調査もするというご説明でありましたが、この緑とか青とかいうのは、これはどういったことなんでしょうか。色分けは何なんでしょう。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

この例えば左側、図の左側のほうで青とか水色とかいろいろあると思うんですけども、実際これは、この敷地を土壤汚染調査する際に、地表面を取るとか、ちょっと掘って取るとか、そういうふうなところのいわゆる色分けをさせていただいてるんで、特にここが、この色がついてるからどうこうというものではないと。調査する上でどこを取るかというところでの色分けをさせてもろてると、そういうふうな認識でいただいて結構かと思います。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうしましたら、ブルーとか緑とか、そこら辺はちょっと上っ面って言ったらちょっと変な言い方ですけど、そこら辺は調査したけど、まあ問題ないから赤色ではないというところで、今後はここら辺はもう調査はしないという認識でよろしいんですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

重金属類については、今おっしゃったような色のついている部分は調査の予定はございません。ただ、先ほどもご説明申し上げましたけども、ダイオキシンについてはアメーバー状に広がっていきますので、その結果次第かなというふうに考えてるところでございます。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そしたら、ダイオキシンなんて本当、もう猛毒ですからね、非常に怖いということでありますけど、そのアメーバーのようになるといって、今後このところ辺も調査する可能性はあるということによろしいんですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

調査結果によりますけども、可能性はゼロではないと。どこまで広がっていくかは今後の調査結果次第だということでございます。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

それからですね、先ほど二家本委員の質問にもありましたけど、この4ページの赤枠の東側、し尿処理場の跡ですね。建物はもうありませんけれども、そこは別施設になるからもう対象ではないということをおっしゃってましたけど、私なんかは、ここです尿処理してましたので、ちょっといろんな有害物質があるんじゃないかなというふうな心配もあるんですけど、ここは全くしないということによろしいですか。それはこちらが決めたのか、それとも先ほど言っていた、今この調査してもらった、業務委託したところがここは必要ないよというようなことなんでしょうか。どうなんでしょうか。法に基

づいてか何かですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

この調査の範囲の決め方につきましては、泉大津市、府から権限移譲を受けていますんで、そことの協議の結果、決めさせていただいてるところでございますので、ご理解のほうをお願いいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

非常にちょっとね、心配されるとこなんですが、私は進める立場ではありませんけれども、この土壌調査については忠岡町がお金を出すということは聞いておりますので、調査もこれね、いろんな数値以上に、基準値以上に出てきたところがあるので、2次調査、3次調査と続いて、調査が終わったら今度は土壌改良とか、そういう流れになるのかなというふうに思いますけど、非常に忠岡町に負担をかけるということは、ですね。大体、分からないでしょうけど、大きな概算予算でどれくらいをお考えになっていらっしゃるんでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

現時点でどれくらいになるかというふうなところのめどは立っておりません。ちょっと分からないといったところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

こんな土壌の調査で、かなり高くつくと思います。それが忠岡町持ちということで、お金が要るということは分かりました。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。他に。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

汚染の土壌の入れ替え、きれいにするやり方ですけど、お金がこう、やり方によってはいろいろあるんですけど、どんな方法をお考えなんでしょうか。全部その汚染された土を掘り出して、新しいのを入れるとか、また掘り出して浄化して、またそれを入れるとか、いろいろあるかなと思うんですけど、どんな方法でされますでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

今後、深さ等、どこまで汚染されているか、深さ等のまあまあ調査をしていくわけですけども、その結果を見てから、どういうふうな形で処分していくのがいいのかというところは検討したいというふうに考えているところでございます。

委員（高迫 照子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい、高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

わかりました。

委員長（北村 孝議員）

他にございませんか。

（ な し ）

委員長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

その他についてであります。委員の方について何かございませんか。委員のほうで、ないですか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

今、先ほど町長からもご説明ありましたように、方法書が今出て縦覧できるということで、9月の18日から10月の17日までしか縦覧できないということでありまして、意見書はね、31日まで出せるということは聞いているんですけど、今、縦覧時期ということで、やはり多くの住民の方にお知らせして、せなあかんというふうに思うんです。それで、ホームページで見ましたらね、忠岡町3カ所、ここの1階の情報閲覧コーナーと、4階の生活環境のところと文化会館。で、新浜にあるエコサービスといふふうに書かれているんですけどね、非常にわかりにくい。

例えば文化会館も暗いところに置いてあって、全然住民さんが来ても分からないと思うんです。それで、何をやってるのかも分からないということで、やっぱりちゃんとした貼り紙でもしていただきたいというふうに思うんです。1階でもそうですわ。やっぱり見てもらわんと分かれへんし。

それから、忠岡町環境アセスってやったら、ホームページでこの閲覧場所とか出てきますよ。出てくるけど、それはあえて自分が環境アセスはどこでやってる、環境アセスの方法書はどこで見れるのかなと、初めて自分が思って検索したら出るけれども、それ自体、住民の方が知らない方が大方やというふうに思うんです。

忠岡町はLINEで、よう発信してくれますでしょう。あれも結構住民の方に好評なんはちょっと聞きますけど、万博開催してるからとか、今やったら国勢調査してますって、勝手にLINEで入ってくるわけですね。ですので、やっぱりそういった方法で、この今、方法書、縦覧できて意見書も出せますと、そういったことをちゃんとしていただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

このアセス以外の他のアセスでも、今、配架しているような形での縦覧書の閲覧というふうな形を取らせていただいておりますので、今後もこのやり方を続けていこうかと思っておりますけども、今頂いたことについてはご意見として頂戴はさせていただきたいというふうに思っております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ご意見として聞いていただくだけでなく、日にちが10月17日までしかもう縦覧できないんで。できるでしょう、あのLINEのところパッと。私はちょっとそういうところは詳しくないけど、できるはずですよ。だから、やっぱり広く住民の方に知らせてもらうというのが必要ではないかというふうに思います。

あとね、ホームページから見ても、やはり忠岡町、不親切やと思います。岸和田市なんか8カ所やってるんだけどね。ちゃんとこう表にして、全部住所書いてますわ。どこどこセンターはって書いてる。忠岡町は名前、名称だけ書いてるんだけど、住民の方でもね、文化会館がどこにあるか知らない方もいらっしゃるんですよ。ですから、やっぱりそこら辺もきっちりと住所を書いていただくと、そういった工夫が要するというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

この縦覧につきましては、来月号の広報紙に掲載を予定しているところでございます。先ほどから議員、いろいろご意見頂いておりますけども、ご意見として頂戴はしておきます。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

やっぱりLINEもそうですし、貼り紙も、簡単なことですのでね、していただきたいというふうに思います。

それから、最後に1点だけ。方法書ね。7月中に当初ね、エコサービスさんが出すと、大阪府のほうにと言うてましたけど、これ、遅れてきたということで、再三ちょっと担当課にもお聞きしましたが、なぜか分からないというお返事いただいています。なぜ遅れたのか。遅れたほうがいいんですけど、私は。なぜですか。そこら辺の理由、ご存じでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

おそらく事業者において、内容の精査等を繰り返し行ったところの結果だというふう

に考えているところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

内容の精査というところで非常にたくさんありますので、どこが精査されたのかというのは今後、ちょっと私も見ますけど、遅れた理由はそういったことということです。

ちょっと分かりにくいですけど、精査ということですね。

委員長（北村 孝議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

そういうふうに認識してるところでございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

委員長（北村 孝議員）

それでは、その他を終結いたします。

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

長時間にわたりありがとうございました。頂いたご意見について、改善できる点については担当課と相談して改善できるようにというふうなことは考えてまいりたいというふうに思います。

忠岡町の公民連携事業ということでありますので、忠岡は全く関係ないということではないわけですから、やはりその点については、ほかの環境アセスメントとはまたちょっと違ったものであるのかなというところもございますので、その点については担当課とよく相談して対処してまいりたいというふうに考えております。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

また、今後ともよろしくお願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございました。

皆さん、本日は大変お疲れさまでございました。以上をもちまして、ごみ処理調査特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

（「午前11時50分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年9月26日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 北 村 孝

ごみ処理施設調査特別委員会委員 高 迫 照 子